

指定管理者候補者の決定について

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで長崎市永井隆記念館の管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

1 施設の名称 長崎市永井隆記念館

2 指定管理者候補者の名称 特定非営利活動法人 長崎如己の会

3 指定管理者の候補者として決定した理由
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

永井隆博士の精神を学び、事業を推進するという特定非営利活動法人長崎如己の会の目的が、永井隆記念館の設置目的である「長崎市名誉市民永井隆博士の遺徳を顕彰し、あわせて図書その他の資料を市民の利用に供する」に合致することや、永井隆博士に関する専門的知識の蓄積もあり、施設の設置目的の達成や効用を高めるために効果的に管理運営を行うことができると考えるため指定管理者として非公募により選定したものの。